

情報銀行の検討状況

平成30年9月20日

●官民データ活用推進基本法（平成28年12月 公布・施行）

個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用（第12条）

- 国は、個人に関する官民データの円滑な流通を促進するため、事業者の競争上の地位その他正当な利益の保護に配慮しつつ、多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

●データ流通環境整備検討会（内閣官房IT総合戦略室）

「AI、IoT時代におけるデータ活用WG 中間とりまとめ」（平成29年2月）

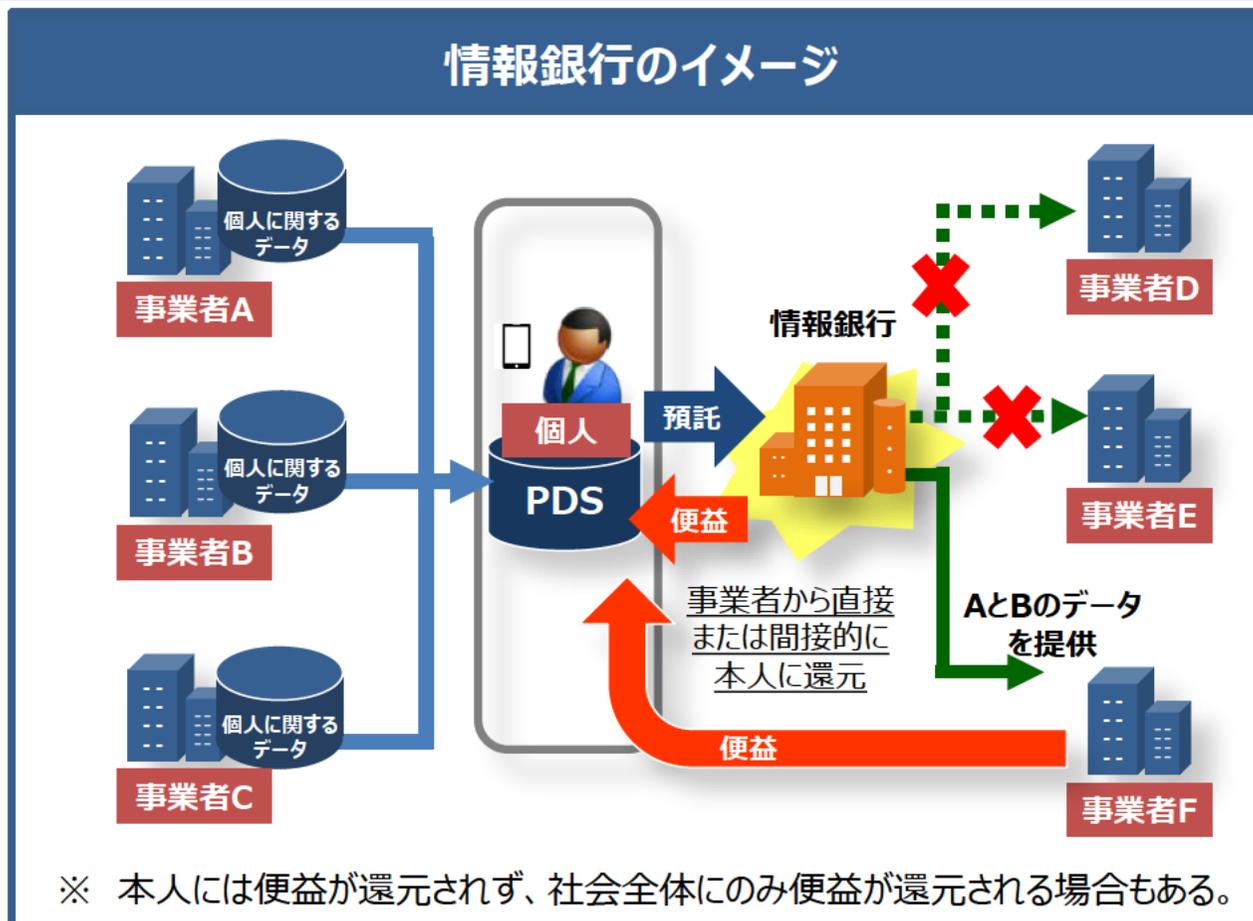
- パーソナルデータを含めた多種多様かつ大量のデータの円滑な流通を実現するためには、個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組み（情報銀行等）が有効。
- 情報銀行等については、分野横断的なデータ活用に向けた動きが出始めており、今後、事業者、政府等の連携により、その社会実装に向けて積極的に取組を推進する必要がある。

●情報通信審議会（総務省）

「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第四次中間答申（平成29年7月）

- 情報信託機能を担う者について、一定の要件を満たした者を社会的に認知するため、民間の団体等によるルールの下、任意の認定制度が実施されることが望ましい。
- 情報信託機能については、2017年夏以降、必要なルールを更に具体化するための実証事業を継続するとともに、2017年中に、産学が連携して推進体制を整備し、任意の認定制度やルールの在り方について検討し、年内に認定業務に着手することを目指す。

情報銀行（情報利用信用銀行）とは、個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者（他の事業者）に提供する事業。



【委員】

- 井上 貴雄 大日本印刷株式会社 ABセンター コミュニケーション開発本部 副本部長
- 上原 哲太郎 立命館大学情報理工学部情報システム学科教授
- 加毛 明 東京大学大学院法学政治学研究科 准教授
- 越塚 登 東京大学大学院情報学環 ユビキタス情報社会基盤センター長・教授
- 小林 慎太郎 株式会社野村総合研究所 ICT・メディア産業コンサルティング部
パブリックポリシーグループマネージャー／上級コンサルタント
- 宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
- 立谷 光太郎 株式会社博報堂 執行役員
- 田中 邦裕 さくらインターネット株式会社 代表取締役社長
- 長田 三紀 全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長
- 日諸 恵利 みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 チーフコンサルタント
- 古谷 由紀子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
- 森 亮二 英知法律事務所 弁護士
- 若目田 光生 一般社団法人日本経済団体連合会 情報通信委員会企画部会 データ戦略WG 主査
日本電気株式会社 データ流通戦略室長

【オブザーバー】

- 真野 浩 一般社団法人データ流通推進協議会 代表理事
- 美馬 正司 株式会社日立コンサルティング
公共コンサルティング本部ディレクター
- 石原 遥平 一般社団法人シェアリングエコノミー協会
- 山本 龍彦 慶應義塾大学法務研究科教授
- 太田 祐一 株式会社Data Sign代表取締役社長

【関係省庁(オブザーバー)】

- 内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室
個人情報保護委員会事務局

【事務局】

- 一般社団法人日本IT団体連盟
株式会社富士通総研(※調査協力のみ)

« 開催実績 »

- ・第1回 29年11月7日(火)
- ・第2回 30年1月10日(水)
- ・第3回 2月23日(金)
- ・第4回 3月23日(金)
- ・第5回 4月19日(木)
- ・第6回 4月24日(火)

「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」の公表

- 「情報銀行」については、昨年7月、情報通信審議会において、一定の要件を満たした者を社会的に認知するため、民間の団体等による任意の認定の仕組みが望ましいとの提言。
- 認定の仕組みを有効に機能させるため、昨年11月より総務省・経産省では合同の検討会を立ち上げ、[「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」](#)をとりまとめ。（6/26に最終版公表）

＜認定基準の基本的な考え方＞

- 「認定基準」は一定の水準を満たす事業者を認定する仕組みのためのものであり、当該認定によって消費者が安心してサービスを利用するための判断基準を示すもの。
- **消費者個人を起点としたデータの流通（コントロールできる機能の充実）、消費者からの信頼性確保**に主眼を置く。

＜主な指針案の内容＞

①認定基準

- ✓ 経営面の要件
- ✓ セキュリティ基準
- ✓ ガバナンス体制（相談体制、諮問体制等）
- ✓ 個人情報の取得方法や利用目的の明示
- ✓ 利用者がコントロールできる機能
- ✓ 損害賠償責任

②モデル約款の記載事項

- 委任関係に関する契約上の合意について、具体的な条件をモデル約款として示す
- ✓ 業務範囲
 - ✓ 情報銀行が担う義務
 - ✓ 事業終了時等の扱い
- （個人情報保護法上も有効な同意に）

③認定スキーム

- ✓ 認定団体の適格性
- ✓ 審査の手法
- ✓ 認定証
- ✓ 認定内容に違反した場合の対応
- ✓ 認定団体と認定事業者の契約
- ✓ 認定団体の運用体制

- 
- 今秋以降、一般社団法人日本IT団体連盟において本指針に基づく認定業務を開始予定。
 - 今後継続して議論・見直し、ver1.0で対象外とした要配慮個人情報の扱いについても検討。

「情報銀行」認定の開始に関する動向

■ IT連 プレスリリース(9月12日) : IT連が情報銀行の認定団体となることを公表

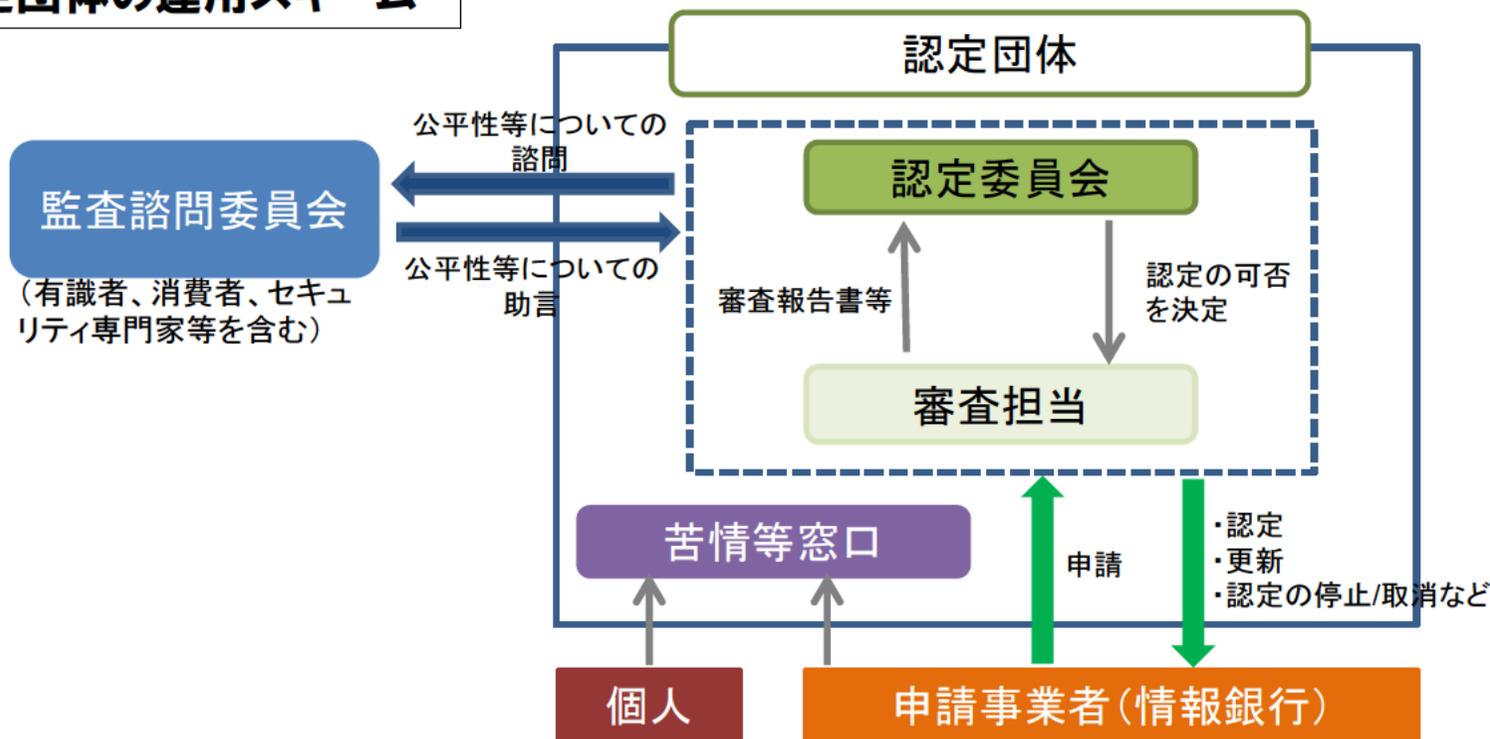
- ・ IT連内に「情報銀行推進委員会」を新設
- ・ 情報銀行の認定業務に向けた準備作業を実施

■ IT連&総務省 説明会(10月19日): 「情報銀行認定事業／普及啓発活動」に関する説明



IT連による「情報銀行」の認定業務や周知活動の開始

参考:認定団体の運用スキーム



個人情報の適切な取扱いに配慮しつつパーソナルデータの流通・活用を促進するため、情報信託機能を活用したモデルケースの創出や、情報信託機能の社会実装に必要なルール、制度等の検討に資する実証事業等に取り組む。

<「情報信託機能」のイメージと実証における検証事項>

①個人からの同意取得、 信託の方法

・個人がパーソナルデータを信託する際の、包括的な同意の在り方を検討

パーソナルデータ

便益

便益

②情報信託機能に 必要な要件の検討

・情報信託機能が有すべき要件 (例: 情報信託機能が遵守すべき義務管理体制・セキュリティ体制の確保等)を検討

情報信託機能

・個人のデータを管理
・個人の指示またはあらかじめ指定した条件に基づき、個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者に提供

③提供時のルール

・情報信託機能が事業者へデータを提供する際のルールや要件を検討

事業者A

事業者B

事業者C

④モデルケースの創出

・個別分野における、情報信託機能を活用したビジネスモデルの確立
・個人に還元される便益の見える化、個人へのメリットの提示

まちづくり(ヘルスケア)分野とスポーツ・観光分野の情報信託機能に基づく パーソナルデータ利活用【地域、ヘルスケア、観光】

| | |
|------|---|
| 提案者 | (一社)おもてなしICT協議会、広島県、高松市、さいたま市、会津若松市、沖縄県、慶應義塾大学、日本アーバンスポーツ支援協議会 |
| 実施地域 | さいたま市(美園まちづくり)、広島県 |
| 事業概要 | <p>【まちづくり(ヘルスケア)分野】まちづくりのコミュニティの参加(1000名)による生活に係わる情報や行動データ、購買データを収集して、OneToOneによるパーソナルデータ利活用モデルの構築。</p> <p>【スポーツ・観光分野】情報仲介機能の手順(利用契約により第三者提供/利用目的明示)でパーソナルデータを取得したFISE広島世界大会における3万人のデータを利活用してファンクラブ化によるファンサービスの提供と新しいスポーツスポンサーモデルの構築。</p> <p>政府の政策および過去投資の活用、事業の継続性を踏まえた事業とする。自治体の関与での取り組みは、デジタル・ディバイド(できる者とできない者の間に生じる経済格差)とならない事業モデルの構築となる。</p> |

個人のIoTデータ等を活用したライフサポート事業【IoT】

| | |
|------|---|
| 提案者 | <p>情報銀行事業者：(株)日立製作所、(株)日立コンサルティング、</p> <p>情報提供元：インフォメティス(株)</p> <p>情報提供先：東京海上日動火災保険(株)、日本郵便(株)、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)</p> |
| 実施地域 | 東京都近郊 |
| 事業概要 | <p>➢ 日立製作所の社員200名を対象に、各家庭に設置する電力センサから得られる「電力データ」、個人が装着するリストバンド型センサから得られる「健康データ」、日立製作所が保有する「所得データ」、個人本人が入力する「基本データ」を活用し、以下のモデルケースにおけるデータ活用の有効性を検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 保有家電の特定に基づく、家電向け保険・サービス開発の可能性検証 ✓ 個人の在宅率の把握に基づく、再配達削減につながる宅配ルート設計の可能性検証 ✓ 生活プロフィールに基づく、個人の関心に合ったWeb広告配信の可能性検証 |

情報信託機能を活用した次世代型トラベルエージェントサービス【観光】

| | |
|------|--|
| 提案者 | 株式会社JTB、株式会社JTBコミュニケーションデザイン、大日本印刷株式会社、上野観光連盟 他 |
| 実施地域 | 〈滞在時間向上・回遊活性を課題とする自然・文化芸術モデル地区〉 東京・上野エリア／京都・岡崎蹴上エリア |
| 事業概要 | <p>情報信託機能を活用した「次世代型トラベルエージェント」実証：旅行者のデータ活用判断支援・サービスマッチング・共通観光パスなどの機能を搭載した次世代型トラベルエージェントアプリの提供によって、スマートな旅行体験を実現し、サービス事業者へのデータ活用ダッシュボード機能の提供により、人口減少時代における観光サービスの効率化と旅行者との関係構築を支援する。</p> <p>認定スキーム検証：情報信託機能の認定指針をもとにした契約約款の策定/評価プロセスを実施し、契約策定や認定に関する課題を検証する。</p> |

地域型情報銀行(情報の地産地消による生活支援事業)【地域、IoT】

| | |
|------|---|
| 提案者 | 中部電力株式会社、大日本印刷株式会社、キュレーションズ株式会社、豊田市役所、豊田まちづくり株式会社、株式会社山信商店 |
| 実施地域 | 愛知県豊田市(市街地) |
| 事業概要 | <p>○「地域型情報銀行」：情報の地産地消による生活支援事業</p> <p>生活者のパーソナルデータ(会員情報や行政データなど)および日常の生活データ(体重などの身体情報や家庭内の電力使用量などのセンサーデータ)を地域型情報銀行が集約・管理し安全安心に地域内で流通させることで、地域サービスの効率化・高度化を実現し、生活者の日常生活の不便を解消すると共に地域内の消費活性を図る。</p> |

情報信託機能を用いた個人起点での医療データ利活用実証事業【ヘルスケア】

| | |
|------|--|
| 提案者 | (株)三井住友銀行、(株)日本総合研究所 |
| 実施地域 | 大阪府他 |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報銀行が要配慮個人情報である医療データを取扱う際の、法務面・システム面・ユーザー面(利便性や意識)・ビジネスモデル面等についての要件を整理。 ➢ 様々な医療機関等から提供される医療データを、デジタル化して取り込み、安心・安全に管理できるPDS機能の提供 ➢ PDSに統合・蓄積された個人の医療データを、データ利活用事業者に提供することで、個人に便益を提供するモデルの検討 |

情報信託機能の認定指針の見直しに向けた今後の検討

- 「指針Ver1.0」では、認定の対象外としていた要配慮個人情報等の個人情報のうち、関係者からのニーズが高い金融データ及び健康・医療データの利活用について検討を行うため、重点分野に特化したWGを設置。
- WGにおける議論を踏まえ、検討会において指針の見直し（「指針Ver2.0」の策定）に向けた検討を行う。

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

以下を踏まえ、指針の見直しに向けた検討を行う

- 金融データWG及び健康・医療データWGでの議論
- 情報信託機能活用促進事業(30年度予算)における実証事業
- その他、個人情報の活用を巡る状況の変化 等

金融データWG

- 決済データを利活用した新たなサービス
- 金融分野の情報銀行のユースケース
- QRコードによるモバイル決済の実証に係る体制、内容等

【想定メンバー】

有識者、金融機関、決済事業者、関係団体、関係省庁

健康・医療データWG

- データの分類
- 期待されるユースケース
- 健康・医療データを扱う場合のルールの検討

【想定メンバー】

医療関係者、関係省庁、有識者

<スケジュール(想定)>

・親会

・金融データWG

・健康・医療データWG

